

## 令和5年6月 第14回定例会 一般質問

### 【1回目登壇】

皆様、おはようございます。

日本維新の会の松岡洋司でございます。

先輩、同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間、ご静聴を宜しく  
お願い申し上げます。

それでは質問に入らせていただきます。

まず初めに

#### 1. 地域活動について質問いたします。

地域活動については課題点、問題点がたくさんあり、これまでに様々な  
質問をさせて頂いているところではあります。有効な解決策もないま  
ま、また新年度に入り、町会役員の皆様は忙しい日々を送っているところ  
です。

以前から課題点として、町会役員の負担の重さ、担い手不足、町会加入  
率の低下などが挙げられていますが、これらは非常に深刻な状況です。  
町会役員の負担大ききですが、町会役員になれば任意団体としての町会  
組織の本来の独自活動以外でも、地域の苦情や行政協力活動など、  
様々な雑務があります。

新年度になれば予算決算書の作成、総会準備、行政に対しての各種報  
告書・申請書の作成などの事務作業、行政・社協の各種イベントに対して  
の動員、集会への参加依頼など多くの負担があります。お金の面で言え  
ば、地域にもよりますが、私の地域では、年4回の募金活動があり、町会  
長が町会加入世帯をまわり募金のお願いに上がる地域、集めた町会費  
から支出する地域、町会費に上乗せして集める地域と様々です。町会加  
入世帯数で目標金額が設定されていますので、町会役員の皆様の、大き  
な負担になっている地域もあります。他には防犯協会の会費、2年前まで  
は、消防団にも町会加入世帯数により補助金を支出していました。任意

## 令和5年6月 第14回定例会 一般質問

団体であり、加入も義務ではない町会組織であるにも関わらず、行政が絡む様々なことが、町会加入世帯ベースで決められていることに、以前から地域でも疑問の声が上がっていました。

現在、私の地域では、様々な調整やトラブルはありましたが、大幅な募金額の見直し、防犯協会からの脱退、消防団への補助金も打ち切り、その結果、支出削減できた予算を地域での活動や、福祉会館の維持管理費に充てることができるようになり、地域活動を充実することができています。しかしながら、活動資金の心配、加入率の低下、など気にしながら、ボランティアで地域活動をしなさいといけないようでは、町会役員など誰もしてくれません。役員の高齢化が進む中、有効な手立てを講じず、手をこまねいては、担い手不足から町会組織の解散が加速する可能性もあります。

全国的に同じ課題を抱えているということで、町会役員の負担軽減のための、「地域活動のデジタル化」、「自治会等への加入促進に主眼を置いた条例の制定」など、地方自治体で様々な検討・研究がされているようです。

「地域活動のデジタル化」で有効と考えられている内容として、

- ・電子回覧板による情報伝達、事務の簡素化
- ・総会の委任状等の集計の簡素化
- ・イベント等の出欠確認・中止連絡
- ・災害時における安否確認
- ・地域活動の見える化・情報発信
- ・自治会費等の集金の電子決済
- ・自治会会議のオンライン化

などが挙げられています。

そこで質問です。

## 令和5年6月 第14回定例会 一般質問

1-1 本市では、防災情報伝達システムとして、ライフビジョンを導入し、町会役員等に災害情報等を発信していますが、そのシステムを利用して、地域活動のデジタル化に向けた取組が出来るのではないかと思います。地域活動における町会役員の負担軽減を目的とした「地域活動のデジタル化」について、これまでに検討・研究はされてきたのか、現在どのような状況でしょうか？

地域活動のデジタル化には、「コミュニティ連絡板」のデジタル配信や高齢者の遠隔見守り等にも可能性があるのではないかと思いますがいかがでしょうか？

「自治会等への加入促進に主眼を置いた条例の制定」については、複数の地域で制定されていますが、新しいものでは令和5年4月1日に札幌市で施行された「札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例」があります。

この条例では、

第9条(加入促進等)で、「市は、地域住民の町内会への自発的な加入又は町内会の自主的な設立を促進するため、必要な支援を行うものとする。」

第10条(負担軽減)で「市は、町内会の維持及び活動の活性化のため、町内会の負担を軽減するために必要な支援を行うものとする。」

第16条(財政上の措置)で「市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」

と定められています。

この条例が施行されたことが、有効な解決策になりうるかどうかは、条例をどのように運用するかによると思いますが、この条例の内容を見る限りでは、町会組織に対する期待度と、町会組織を存続するという行政の本気度は感じられます。

そもそも、町会加入率が下がる事が、任意団体である町会組織にとって問題があるのか、という事を考えた時、加入者が減ればコンパクトになり

## 令和5年6月 第14回定例会 一般質問

管理しやすくなるので問題はないでしょう。

問題があるのは加入世帯数と、町会の存在を前提として施策展開している、本市ではないでしょうか。

そこで質問です。

1-2 本市が町会加入率を本気で上げるべきと考えるなら、本市も「札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例」のような「自治会等への加入促進に主眼を置いた条例」を制定するための、検討・研究をしてはどうでしょうか？

次に

### 2. 歩道の整備について質問いたします。

以前より地域の方から相談が頻繁にある、琴浦通り、尼宝線から武庫川までの区間ですが、尼宝線から少しだけ歩道があり、その先は側道のようなものがあり、車道には歩道がありません。

資料写真1から7をご覧ください。尼宝線から武庫川に向かって南側は、途中まで歩道があり、その先は側道になります。側道の先が急な坂になっており、その先が階段と急な下り坂です。北側も同じく途中まで歩道があり、側道に入り先は坂道で、その先は、下りの階段だけです。側道については両側とも武庫川に上がるのは階段だけです。車道は、両側に樹木があり、北側車線は樹木で街灯の光が遮さえぎられ、南側については街灯がない状態です。一方西宮側に渡ると、歩道が両側に設置されており、北側の歩道は資料写真8のような工法で歩道が設置されています。資料から分かる様に、車椅子を利用されている方や、セニアカーを利用されて

## 令和5年6月 第14回定例会 一般質問

いる方が、西宮側に行く場合、車道を通る事になり、特に夜間は非常に暗く、非常に危険な状態で走行しなければなりません。もしくは非常に大回りをして、なおかつ急な坂を上がらないといけません。

そこで質問です。

2-1 長らくこのような状況のままですが、これまでに高齢の方や車椅子を利用されている方に配慮した、歩道の設置等の安全対策は、検討されてこなかったのでしょうか？

地域の皆様からは、「西宮側には歩道が設置されているのに、なぜ尼崎側は設置しないのか」、「夜間の側道は暗く、人通りがなく、危険なので仕方なく車道を通るが、車道も暗く危険だ」との声を聞いています。

そこで質問です。

2-2 車道の暗さ対策は検討していただいているみたいですが、根本的な対策が必要ではないかと思えます。北側車線であれば歩道の設置が可能ではないかと思えますが、どうでしょうか？無理だとしても何らかの車道の安全対策を早急に講じて頂きたいが、見解をお聞かせください。

次に

3. 旧尼崎西警察署跡地について質問いたします。

平成18年に旧中央警察署と旧西警察署が統合し、旧中央警察署を本庁舎として南警察署が発足し、旧西警察署は南警察西分庁舎となりましたが、令和4年の新庁舎完成に伴い、西分庁舎が廃止になりました。大庄地区では、尼崎市モーターボート競走場や拘置所があり、市民生活の



## 令和5年6月 第14回定例会 一般質問

安心・安全の観点から、西分庁舎の果たしていた役割は非常に大きいもので、地域から西分庁舎の警察機能がなくなれば、生活に不安を感じるという多数の声が上がったことがきっかけとなり、「安全・安心な大庄地区の今後のあり方について考える懇話会」が結成され、意見交換会を行ってきました。

懇話会では、地域の安心・安全を確保するために、どのような対策が必要かについての意見交換が行われ、地域の安心・安全を維持するためには「新たな交番の設置」や「警察の巡回体制の強化」、「地域住民との情報交換の場が必要」等の意見があり、それらを集約し令和元年5月に兵庫県警察本部へ、令和元年6月に尼崎市長へ、要望書が提出されています。

兵庫県警察本部へは、

- 1.西分庁舎の跡地に交番を設置すること。
  - 2.設置した交番は、警察官が常駐すること。
  - 3.パトロールカーを配置すること。
  - 4.防犯連絡協議会等、地域との情報交換の場として活用できるような集会室を設置すること。
- の4点を。

尼崎市長には、交番設置のために必要な土地の貸与を継続していただくよう、要望致しました。

現在のところ明確な回答はないそうです。そのような状況の中、尼崎市消防署等配置計画案で、西消防署を現在地から尼崎南警察署西分庁舎跡地に移転することが明記されており、現在は解体工事が終わり、ほぼ

更地の状態です。

そこで質問です。

**3-1 要望されていた、尼崎南警察署西分庁舎跡地に交番設置のために必要な土地を貸与する事についての本市の見解をお聞かせください。**

## 令和5年6月 第14回定例会 一般質問

本来、警察署がなくなるという重大な事案ですから、市民の安心・安全な生活を守るために、西分庁舎がなくなった場合の地域の状況や、市民感情を把握し、懇話会こんわかいから要望書が出されるより先に、本市が要望を出すべき案件ではないかと思えます。

平成30年12月定例会において、前迫議員より、「西分庁舎の跡地に警察署機能を残していただくよう、市長からぜひ県の警察に要望していただきたい」と質問されており、危機管理安全局長の答弁で、「地域からの具体的な御要望は確認しておりません。今後の状況を注視ちゅうししながら、警察はもとより庁内関係課とも連携かんてんしまして、幅広い観点で対応していく必要があると考えております。」と答弁されています。

そこで質問です。

3-2 具体的な要望書が提出されてから4年経ちますが、具体的な回答がないようです。庁内関係課と連携し、何か議論はされたのでしょうか？議論されたのであれば、どの様な議論がなされ、どの様な方向性になっているのか？また市長から要望して頂いたのか？西分庁舎跡地に交番が必要か、必要でないか、本市の見解を明確にお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

御答弁、よろしく願いいたします。

## 令和5年6月 第14回定例会 一般質問

### 【2回目登壇】

御答弁ありがとうございました。

(時間に余裕があれば一回目登壇での答弁に要望をいう)

それでは2回目の質問をいたします。

#### 4. 大庄南生涯学習プラザについて質問いたします。

むらのとうご  
昭和12年に村野藤吾の設計により建築された、国の登録有形文化財に指定されている、大庄地区のシンボリック建築物、旧大庄公民館は、令和3年度に約2億円の予算をかけて耐震等補強工事を行い、現在は大庄南生涯学習プラザとして利用されており、多くの建築関係の方々などが建物の見学に来ているそうです。そのように注目度の高い建築物です

あまもり が、先日、雨漏りが深刻な状態だという新聞記事が掲載されました。少し

あまもり 前から雨漏りの話は聞いていましたので、先日、状況の確認をしてきましたが、想像より深刻な状態で、床には水たまりができ、天井裏から照明器具

ろうでん 具に水が入り漏電の危険性から電気を消している照明器具も多数あり、

ひなんぐちゆうどうとう 避難口誘導灯も消えているものがありました。地下室にも大量の雨水あまみずが入り、水たまりがある状態です。

あまみず 雨水の侵入は、昨年完了した耐震工事以前から確認されていたようで、

平成31年に屋上の防水工事はされているため、雨水の侵入経路は、

きれつ 外壁にある無数の亀裂からではないかという想像レベルでしかわからない状態だそうです。

そこで質問です。

4-1 令和3年度に行った耐震工事以前から雨漏りが確認されていたにも関わらず、なぜ同時に雨漏り対策工事を行わなかったのでしょうか？



## 令和5年6月 第14回定例会 一般質問

正面玄関横の文化庁の登録有形文化財の銘板には、「この建造物は貴重な国民的財産です」と書かれています。

登録有形文化財の<sup>ほぜんかんり</sup>保全管理には、適切な保全計画と予算の確保が重要で、そして月日が<sup>た</sup>経つにつれ、劣化等が進む建築物の適切な修復・保全活動を<sup>けいしょう</sup>実施し、後世に貴重な財産を継承していく義務が、本市にはあります。現状のままでは本市の登録有形文化財に対する、姿勢が問われることとなります。

そこで質問です。

4-2 早急に予算を確保し、完璧な修復作業を行う義務が本市にはありますが、<sup>ほぜんけいかく</sup>今後の保全計画をお示してください。

最後に、

5. 尼崎市モーターボート競走事業について質問いたします。

近年ボートレースの売上は好調で、令和4年度もインターネット投票の大幅な伸び等により引き続き売上は好調を維持して、純利益も増加していると聞いております。

コロナ禍の影響もあり本場の入場者数及び売上は減少しているものの、レースの開催については地域の協力と理解が一定あったかと思えます。また、ボートレース尼崎リニューアルの一環としての食サービス機能向上や、コロナ禍において無観客開催やレース中止などがある中でも営業を続ける等、地域として協力してきました。

## 令和5年6月 第14回定例会 一般質問

そこで質問です。

5-1 本場の入場者数が増えておらず、インターネット投票が売上の大半を占めているという状況の中で、地域の理解・協力について、どのように受け止めているのでしょうか？

モーターボート競走事業における純利益は、利益処分により建設改良積立金への積み立て分を除いた全額一般会計へ繰り出しており、地域に直接使われることはありません。地域の皆様からは、純利益の一部は地域の環境整備に直接もっと使うべきではないか、売上が多くても少なくとも地域の環境整備に大きな差がないのであれば、無理して協力をする必要がないのでは、という声も上がっています。

地域の声に耳を傾け、先に述べた歩道の整備や、大庄南生涯学習プラザの改修等、たくさんある大庄地域の環境整備課題等に、もっと積極的に取り組んで欲しいと考えます。

そこで質問です。

5-2 公営企業局としては、大庄地域の環境整備のために繰出金の一部を優先的に活用することについてどのようにお考えでしょうか。

これですべての質問を終わります。

御答弁よろしくお願ひいたします。

ご清聴ありがとうございました。